

給食費

校外活動費

学用品費など

平成 30 年度

しゅうがく

えんじょ

就学援助費の受付を開始します

学校生活の中で保護者が負担する費用(給食費・校外活動費など)の助成制度です。所得など要件がありますが、対象かどうか迷われる場合は、ぜひ申請してみてください。

おもな助成内容

- ・給食費(年約5万円) ・移動教室、修学旅行費(約1~6万円)
- ・校外活動費、卒業記念品費、通学費など ・学用品費(年約1~2万円)
- ・小中高入学準備金(新小1、小6、中3のみ 約4~6万円)

詳細は裏面へ

受付期間

5月31日(木)までの申請で、4月分から支給できます。

上記期日以降も随時申請できますが、支給額は受付日以降分のみとなります。

対象世帯

市内在住で、市立など国公立小・中学校に通う児童生徒のいる世帯のうち、以下の①から④の要件のうちいずれか1つにあてはまる必要があります。

対象になるか迷う場合は、①番で申請を!

- ①年間(前年)収入額が基準以下である(基準額は下表参照)
- ②児童扶養手当を受給している(ひとり親世帯など)
- ③生活保護を受給している(平成30年度中に停止・廃止を受けた場合も含む)
- ④疾病、失業その他特別な事情がある

※平成30年度から要件を一部変更しています。以前に認定を受けた要件が上記にない場合は、「①年間収入額が基準以下」にてご申請ください。

●収入基準額の例(人数と年齢によって世帯ごとに基準額が異なります)

世帯構成の例	世帯収入合計	世帯構成の例	世帯収入合計
夫婦(40歳)、小1	約410万円以下	夫婦(40歳)、幼児、小1	約440万円以下
夫婦(40歳)、小1、中1	約490万円以下	親1人(40歳)、小1	約350万円以下
夫婦(40歳)、小1、小4、中1	約540万円以下	親1人(40歳)、小1、中1	約460万円以下

※収入は、平成29年1月~12月の世帯全員の合計で判定します。

※「持ち家」と「借家」の区分はなくなりました。

※収入が給与の方…源泉徴収票の「支払金額」の金額をみます。

※自営業の方…税申告が必須です。申告済みの所得を給与収入額に換算した額で判定します。

申請方法

毎年申請が必要です!

申請書(学校毎に1枚)を、下記提出先に**郵送**または**直接持参**してください。添付書類は、原則不要となりました。

×学校・市政センターでは受け付けできません。

※平成30年1月2日以降に転入された方は課税証明書(名称異なる場合有り)を添付してください。

【提出先・問合せ】

武蔵野市教育委員会 教育支援課 就学援助担当(武蔵野市役所南棟5階)
〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号
電話:0422(60)1900 (平日8時30分~17時00分)

よくある質問

Q1:対象になるか分からないのですが申請できますか？

A:できます。対象かどうか分からない場合は、「年間収入額が基準以下である」の要件にて申請してください。審査のうえ判定します。

Q2:結果はいつ通知されますか？

A:認定結果は、7月上旬に通知文書を郵送します。

Q3:認定となった場合、助成金はいつ支給されますか？

A:各学期終了後に支給します(8月中旬、翌年1月中旬、4月中旬)。
入学準備金は、3月上旬の支給となります。

Q4:認定となった場合、給食費の支払いはどうなりますか？

A:認定された場合、給食費は引き落としが停止されます。認定前に保護者が支払った費用については、学期終了後に支給します。

Q5:認定となった場合、学納金の支払いはどうすればよいですか？

A:学納金は認定前、認定後にかかわらず学校の指定どおりにお支払いください。
各学期終了後に、保護者が支払った対象費用について支給します。
また、学納金等に未納がある場合は、保護者への支給は行わず、学校への支給を行います。

【平成30年度就学援助費支給対象費用】

対象費目	学年	支給額
学用品費	小1・中1	小 11,420 円(年額)
		中 22,320 円(年額)
	その他の学年	小 13,650 円(年額)
		中 24,550 円(年額)
新入学学用品費 (小・中・高の入学準備金)	小1・小6・中3	小1 40,600 円(未支給の場合のみ) 小6 47,400 円 中3 60,000 円
校外活動費	全学年	保護者が負担した額
セカンドスクール費 プレセカンドスクール費	小4・小5・中1	保護者が負担した額
移動教室費 修学旅行費	小6・中3	保護者が負担した額
体育実技用具費 (剣道防具・柔道着)	全学年	保護者が負担した額
卒業記念品費	小6・中3	保護者が負担した額
給食費	全学年	認定日以後の給食費
通学費	該当者のみ	保護者が負担した額 小学校4km以上、中学校6km以上の場合のみ

1. 「保護者が負担した額」…教育委員会が必要と認める費用に限ります。
2. 生活保護を受給中の世帯は、上記表のうち生活保護費で支給されない費用のみを就学援助費として支給します。